

2020年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、「設問」に答えなさい。

Y県内にあるZ畜産センターは、地域における畜産指導体制の強化を図り、地域の基幹作目である畜産の推進振興を期し、農業所得の向上増大を図るために設立された民間施設である。同センターの主な業務内容としては、乳用牛・肉用牛の飼養管理技術、飼料作物の栽培・貯蔵技術、牛肉の品質向上技術、乳量・乳成分向上技術、家畜行動モニタリング技術の向上・開発等がある。また、これに加え、食肉に対する理解促進およびそのための広報活動や、これら諸活動の一環として各種の意見交換会を運営することも、同センターの業務となっている。

Z畜産センターは、毎年10月に職員の採用選抜を行っている。採用選抜に際しては、筆記試験、高校側からの調査書、面接を課しており、当該人物が同センターの設置目的や業務内容に照らして職員としてふさわしい能力・資質を有しているか否かを判断することとしていた。

XはY県立A農業高等学校の畜産科に通学する高校生である。Xの高校での成績は極めて優秀で、また課外活動においても弁論部の部長を務めていた。ただ、その一方で、Xは授業で様々な動物と触れあうなかで、動物愛護に対する思いを強く抱くようになり、2年生の夏以降は、過激な活動で非常に有名な動物愛護団体Bの正式な構成員として、様々な集会や会合に参加するようになっていた。

Xは、2年生の冬に全国の弁論大会に出場し、「動物と共に生きる～動物の尊厳～」という演題で優秀賞を受賞した。そこでのスピーチ内容は、「食肉は、家畜を人間が生きるための「単なる道具」とするものであり、動物の尊厳を侵害している。仮に人間の暮らしにとって家畜が不可欠だとしても、それは乳牛に限るべきであり、家畜にも愛玩動物と同様の愛情が注がなければならない。」と主張するものであった。

Xは3年生になると、授業を欠席しがちになっていった。その原因は、B主催の集会やデモ行進、ビラ配り等の活動に、平日でも参加するようになっていたからであった。また、3年生の夏頃から、Xは自らの行動を過激化させていき、A高等学校内で動物愛護ビラを頻繁に配布するようになった。さらには、他校の校門前で動物愛護ビラを配布することさえあった。このときは、その高校からA高等学校に正式な苦情が訴えられたりもした。加えて、隣県で開催された「生食用牛肉の食品健康影響評価に関する意見交換会」には、「牛を殺すな」とプリントさ

れたTシャツを着用のうえ出席し、フロアからの質問時間では、食肉を前提とする意見交換会の実施意義自体を再三にわたり否定し、司会者の制止にもかかわらず、食肉の廃止を訴える発言を延々と続けるなどした。このときも意見交換会の主催者よりA高等学校に苦情があった。

Xは、高校卒業後の進路としてZ畜産センターへの就職を強く希望していた。その理由は、乳用牛の肥養管理技術の向上に携わりたいと思うとともに、同センターで食肉の廃止を進めていきたいと考えていたからであった。

Xは、Z畜産センターへの新人職員募集に応募したが、結果は不採用だった。そこで、Xは調査書の開示をY県に求めた。開示された調査書には、「全国弁論大会において『動物と共に生きる～動物の尊厳～』と題する演題で優秀賞を受賞した」、「Xは高校2年生の夏頃からBに所属し、3年生になるとBの各種活動への参加のため授業の欠席が多くなった」、「他校の校門前で動物愛護ビラの配布を行い、同校より苦情があった」「『生食用牛肉の食品健康影響評価に関する意見交換会』に、「牛を殺すな」とプリントされたTシャツ姿で出席し、意見交換会の実施意義自体の否定や食肉廃止を訴える発言を延々と続けたため、主催者より苦情があった」、などの記載があった。

Xは、自分自身が不採用になった一番の原因は、調査書の内容により採用者に強い偏見を与えてしまったことにあると考えた。Xは、ここに強い憤りを感じている。すなわち、A高等学校がZ畜産センターに提出した調査書の記載は、Xが動物愛護に関して有している一貫した考えを了知しうる内容となっており、これは憲法違反なのではないか、というわけである。Xは、法律家甲に、このような内容を調査書に記載したことについて、国家賠償法に基づく慰謝料の請求が可能かどうかを相談することにした。Xは、もし憲法違反の主張が難しいようであれば国家賠償法に基づく慰謝料請求をするのはやめ、憲法違反の主張が認容される可能性が高いのなら訴訟を提起しようと考えている。

〔設問〕

あなたがこの相談を受けた法律家甲であるとした場合、上記事案における憲法上の問題点について、どのような意見を述べるか。Xの憲法上の主張について、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にしたうえで、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

なお、憲法14条、21条に関する論点については言及しなくてよい。また、Z畜産センターによる不採用決定自体に関する論点ならびに情報公開に関する論点についても言及しなくてよい。

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：憲法】

《出題趣旨》

本問では、高等学校によって作成された調査書の記載内容がXの思想を了知させるものであり、憲法19条の保障する思想良心の自由を侵害するかを検討することが求められている。本問を解答するにあたっては、調査書における外部的行為の記載により本人の思想・信条を了知しうるかが争われた麴町中学内申書事件が参考になり、この事案を意識した検討を行うことが求められている。

解答に際しては、まず憲法19条の思想良心の保障の趣旨や保障内容を明らかにした上で、Xの有する動物愛護に関する考えが思想良心の自由の保護範囲に含まれることを示す必要がある。その上で、本件調査書の記載内容が、どのような点で憲法上の権利との関係で問題を生じさせているのかを明らかにしておきたい。

また、合憲性判断を行うにあたり、どのような場合であれば憲法19条の思想良心の自由を侵害することになるのかを明らかにし、合憲性判断のための判断枠組みを具体的に定立することができる必要がある。

そして、自らの定立した合憲性判断枠組みを踏まえた具体的検討を行うにあたっては、問題文に書かれている事実を適切に拾い上げた上で、法的評価を加えつつ論ずることが求められる。その際、合憲論からの事実評価を行うのであれば、本件調査書における記載内容のそれぞれについて、Xの有する思想等を了知しうるものではないという観点から、具体的な検討を行うことができていることが求められる。他方、違憲論からの事実評価を行うのであれば、本件調査書における記載内容のそれぞれについて、Xの有する思想等を了知しうるものであるという観点から、具体的な検討を行うことができていることが求められる。

また、本問では判例を参考にすることが求められているので、例えば、麴町中学内申書事件を踏まえつつ、「記載に係る外部的行為によってはXの思想、信条を了知し得るものではない」というフレーズを用いたり、こういった視点から検討したりすることや、あるいは、謝罪広告事件を参考に、Xの有する動物愛護の考えを告白・露見させることは、謝罪広告とは性質を異にし、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」ではないといった法的評価を行うことも可能であろう。このほかにも、君が代起立斉唱拒否事件を参考に、「一般的、客観的に見て」という観点から、当該行為が特定の思想と「不可分に結び付く」かの検討を行うことも一案である。

なお、本問を解答するにあたっては、上記の点を踏まえつつ、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある主張となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

本問を解答する上で一番のポイントは、《調査書における外部的行為の記載により本人の思想・信条を了知しうるか》について、いずれの立場からでもよいので、自己の見解に対する反論を踏まえつつ説得的に論を展開すること、である。しかしながら、少なくない答案は、本件の調査書の記載内容がなぜ本人の思想・信条を了知させることになるのかについて、説得的な説明を欠いていた。また、そのうちの多くの者は、問題文中にある調査書の記載内容を答案上に書き写し、特段の理由づけもなく、「これらの記載内容は本人の思想・信条を了知させるものである」と結論づけていた。これでは、本問の出題趣旨に応えたことにはならない。その一方で、調査書の記載内容をただ羅列するのではなく、その記載内容のひとつ一つを検討・評価し、丁寧な理由づけのもとで自己の見解を提示できていた答案もあった。こうした解答に対しては、出題趣旨を的確に捉えたものとして高い評価が与えられた。

また、本問の〔設問〕において、「Z市立畜産センターによる不採用決定自体に関する論点」については言及しなくてよい旨が指摘されているにもかかわらず、不採用決定自体の適法性を縷々論ずる答案がいくつもあった。問題文中にも、「XはZ市立畜産センターによる不採用決定自体については争うつもりはない。」と明確に述べられているにもかかわらず、この論点について扱っている答案は、残念ながら出題者とのコミュニケーションに失敗してしまっている。当然のことながら、解答上不要な論点に多くの字数と時間を割いてしまった答案は、必要的記載事項に十分な分量を割くことができていないため、そのような解答のほとんどが消極的な評価にとどまってしまった。

今回の出題においては、例年のように〔設問1〕と〔設問2〕に区別し、〔設問1〕では主張、〔設問2〕では反論・私見を述べさせるといったいわゆる《主張・反論・私見型》ではなく、近年の司法試験の出題方式にもなっているリーガルオピニオン型が採用されている。多くの答案は、そのような出題方式の違いを意識して適切な論じ方ができていたが、一部の答案においては、これまでの先入観からか、主張・反論・私見の3つのパートに分割しての論述がなされていた。本問のリーガルオピニオン型においては、「参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて」1人の法律家としての意見を論ずることが求められている。換言すれば、参考とすべき判例を踏まえたいわば客観的・中立的な助言を1人の法律家の見解として行うことが求められている。したがって、3人のバラバラの法律家を登場させるような論述を展開することは本問の解答としては適切ではない。むしろ、判例を踏まえつつ客観的・中立的な立場から自己の見解を提示し、その際に、自己の見解に対して向けられるであろう反論をあらかじめ想定しつつ説得的に論を展開することが、本問では求められていた。今後の学習にあたっては、特定の答案の型に固執するような学習にとどまるのではなく、目の前の問いに素直に答えられる柔軟性を持ち合わせられるよう、論述力の向上に努められたい。